

～「新たな防火規制」を実施しています～

～「新たな防火規制」の指定区域～

新たな防火規制区域とは

東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づき、東京都知事が、震災時の火災による危険性が高い区域において、建築物の耐火性能を強化するものです。

主な規制内容については裏面へ⇒

地区の不燃化を促進するため助成等の支援を行う制度が指定されている地区もあります。詳しくは裏面に記載の防災まちづくり担当課へお問い合わせください



■ 志茂地区 (令和7年4月1日施行)

岩淵町の一部

■ 志茂地区 (平成19年6月1日施行)

志茂4・5丁目の全域 (河川区域を除く)

■ 志茂地区 (平成21年7月1日施行)

志茂3丁目の全域 (河川区域を除く)

■ 志茂一・二丁目地区 (平成26年6月1日施行)

志茂1丁目の一部
志茂2丁目の全域

■ 赤羽西地区 (平成28年2月1日施行)

赤羽西1丁目の一部

■ 十条地区 (令和7年4月1日施行)

赤羽西三丁目及び西が丘二丁目の一部

■ 十条地区 (平成19年6月1日施行)

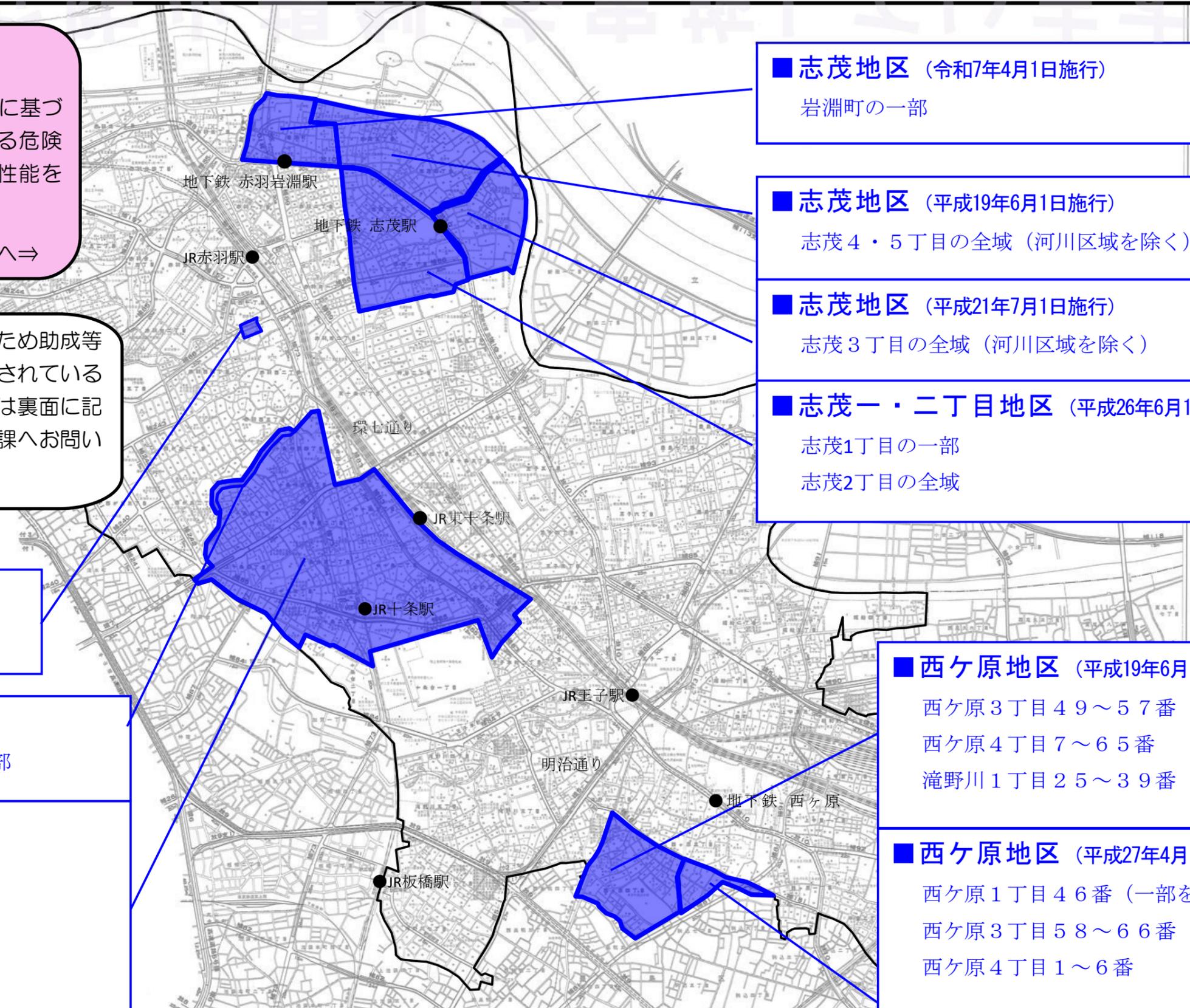
上十条1～5丁目
中十条1～3丁目
十条仲原1～4丁目
岸町2丁目 の全域

■ 西ヶ原地区 (平成19年6月1日施行)

西ヶ原3丁目49～57番
西ヶ原4丁目7～65番
滝野川1丁目25～39番

■ 西ヶ原地区 (平成27年4月1日施行)

西ヶ原1丁目46番 (一部を除く)
西ヶ原3丁目58～66番
西ヶ原4丁目1～6番

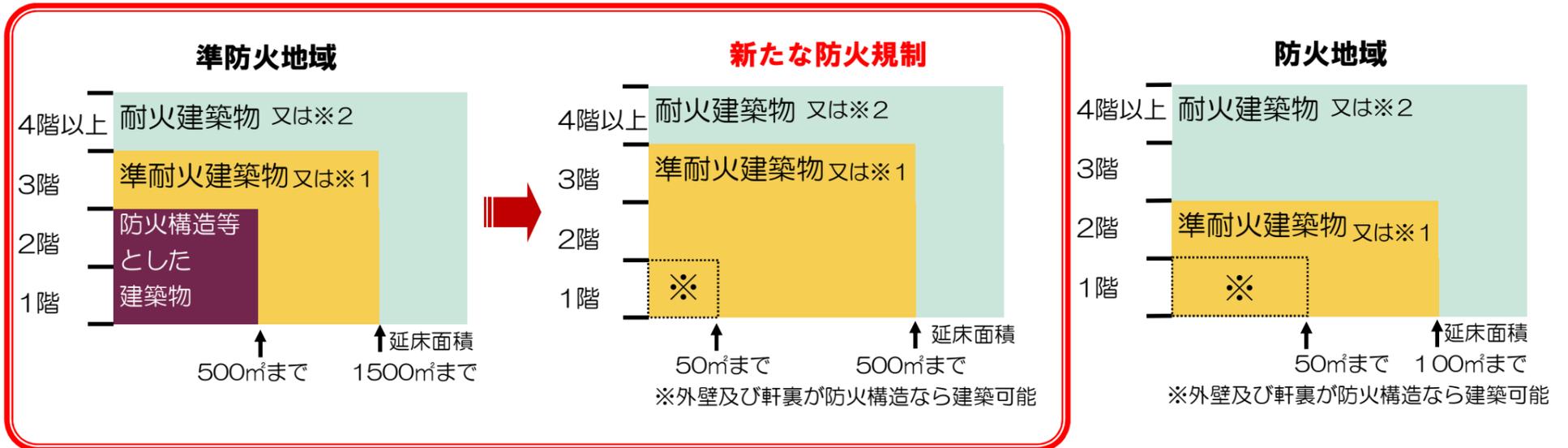


新たな防火規制区域とは

東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づき、東京都知事が、震災時の火災による危険性が高い区域において、建築物の耐火性能を強化するものです。

新たな防火規制の建築制限イメージ

【注意】「新たな防火規制」は、指定区域内の準防火地域について適用されます。



準耐火建築物とは	通常の火災による延焼を抑制するために、主要構造部（柱・壁・はり・床・屋根・階段）に必要とされる性能を有した建築物をいいます。また、延焼のおそれのある外壁の開口部に、網入りガラスや防火シャッター等の防火設備を有しなければなりません
準耐火建築物等とは ※1	準耐火建築物と同等以上の延焼防止性能が確保されたものをいいます。（建築基準法第53条第3項第1号ロに規定する「準耐火建築物等」をいいます。）
耐火建築物とは	通常の火災が終了するまでの間、その火災による建築物の倒壊及び延焼を抑制するために、主要構造部に必要とされる性能を有した建築物をいいます。また、延焼のおそれのある外壁の開口部に、網入りガラスや防火シャッター等の防火設備を有しなければなりません。
耐火建築物等とは ※2	耐火建築物と同等以上の延焼防止性能が確保されたものをいいます。（建築基準法第53条第3項第1号イに規定する「耐火建築物等」をいいます。）
防火構造建築物とは	建築物の周囲において発生する通常の火災による延焼を抑制するために、外壁又は軒裏に必要とされる性能を有した建築物をいいます。

～お問い合わせ先～

新たな防火規制区域内だと、原則として準耐火建築物より耐火性能が低い建築物が建てられないんだね



【指定区域のことについて】

防災まちづくり担当課（第一庁舎7階）

TEL：03-3908-9162

【建築の制限の内容について】

建築課建築指導係（第一庁舎7階）

TEL：03-3908-9166



東京都北区役所